

省・創・蓄エネ関連設備整備資金Q & A

令和7年7月1日

山口県環境政策課

1 融資対象事業者・設備

Q101 融資を受けられるのは誰ですか？

次の要件のすべてを備えた者が、この融資を受けることができます。

- ・県内に工場その他の事業場を有すること（原則として当該事業を6箇月以上行っていること）
- ・自己資金だけでは資金の調達が困難である方
- ・事業税（事業税の課税がない場合は法人にあっては法人県民税、個人にあっては県市町民税）を滞納していない方
- ・事前に整備（購入）されていない方
- ・金融機関が定める審査基準を満たす方
- ・県が認める省エネルギー診断等を受信している方

Q102 これらに準ずるものとは、どのようなものが対象となりますか？

中小企業基本法上の「会社」に該当しないと解される以下のものが対象となります。

※中小企業庁HP内FAQ「中小企業の定義」より

- ・医者（医療法人）
- ・社会福祉法人
- ・特定非営利活動法人
- ・一般社団、財団法人
- ・公益社団、財団法人
- ・学校法人
- ・農事組合法人
- ・有限責任事業組合（LLP）

Q103 個人事業主は、個人と中小企業者のどちらに該当しますか？

中小企業基本法に規定する資本金（出資金）又は従業員の基準を満たしている場合は、中小企業者に該当します。

Q104 農家などは、中小企業者に該当しますか？

中小企業基本法に規定する資本金（出資金）又は従業員の基準を満たしている場合は該当します。※中小企業庁HP内FAQ「中小企業の定義」より

- ・農家（個人）
- ・農家（農業法人 ※会社法の会社又は有限会社に限る）
- ・医者（個人開業医）

Q105 融資利率は何%ですか？

融資利率は1.0%※となります。（融資利率は今後、変更される場合があります）

また、取扱金融機関が定める保証料が別途必要です。保証料については、各取扱金融機関にお尋ねください。

※利子補給金の交付を申請した場合

Q 1 0 6 融資の対象となる設備は何ですか？

① 省エネルギー関連設備

照明、給湯、空調等の効率化または断熱性能の向上を目的とした設備、もしくは、燃料転換設備、熱電併給設備で、温室効果ガス排出量（CO₂換算）が既存設備比で10%以上削減できるもの

ただし、エアコン、冷蔵庫等のいわゆる家電製品は融資対象外です。

また、LED照明等の照明器具の場合は、複数個所の設置が条件です。

いずれも、融資認定申請書に製品の仕様が分かるもの（パンフレット等）を添付してください。

② 創エネルギー関連設備

再生可能エネルギーを利用した発電設備または熱利用設備（ただし、発電設備については、全量売電を目的とした設備を除く）

③ 蓄エネルギー関連設備

蓄電池、燃料電池、V2B等の電力等のエネルギーを蓄え、必要に応じて利用可能な設備（ただし、V2Bについては、EV等を蓄電池として利用することが確認できる場合に限る）

※ V2B・・・電気自動車に蓄えた電気をビル等に供給する設備

Q 1 0 7 中古品の導入や既存設備の修繕は、融資の対象となるのですか？

中古品の設置や既存設備の修繕は融資の対象ではありません。

Q 1 0 8 導入する設備が融資の対象となるか分からないのですが？

事前協議の際に、県環境政策課に御相談ください。

Q 1 0 9 融資認定申請より前に設置した設備は、融資の対象ですか？

県からの融資認定通知を受ける前に設置した設備は融資の対象になりません。

2 国等の補助金との重複

Q 2 0 1 国や県、市町の補助金を受ける場合でも、県の融資を受けることができますか？

公的補助金を受ける場合でも、県の融資を受けることができます。

その場合、融資の限度額は、工事等に要する費用から、当該補助金額を差し引いた額となります。

3 融資認定申請（第2号様式）

Q 3 0 1 「融資認定申請書」は、どこに提出するのですか？

融資を受けようとする以下の取扱金融機関へ提出してください。

山口銀行、西京銀行、もみじ銀行、西日本シティ銀行、東山口信用金庫、萩山口信用金庫、西中国信用金庫

Q 3 0 2 「設備の設置場所」の欄には、何を記載すればいいですか？

設備を設置予定の住所を記入してください。

正しい例：山口市滝町 1－1

誤った例：屋根

Q 3 0 3 融資金額は何円単位ですか。

融資金額は 1 0 万円単位です。

Q 3 0 4 パソコンがないため、「融資認定申請書」等の提出書類を入手できないときは、どうすればいいですか？

取扱金融機関に問い合わせいただくか、県環境政策課地球温暖化対策班（083-933-2690）に電話をして送付を依頼してください。

Q 3 0 5 申請書類等に押印は必要ですか？

申請書類等への押印は不要です。

Q 3 0 6 国等からの補助金は、設置後に交付を受けるが、融資の申込額から差し引く必要がありますか。また、補助金の額はどこに確認すればいいですか？

国等からの補助金を申請する場合は、設置費用から当該補助金額を差し引いた額が融資の限度額となります。

補助金については、それぞれの機関の窓口を確認してください。

県補助金 …… 山口県地球温暖化防止活動推進センター（083-933-0008 ダイヤルイン「7」）

市町補助金 … 各市町

Q 3 0 7 保証料は融資の対象になりますか？

保証料は融資の対象外です。

Q 3 0 8 山口県が認める省エネルギー診断等とはどのようなものですか？

山口県地球温暖化防止活動推進センターが行う専門家による省エネ診断、経済産業省事業で行われた省エネ診断、又はその他検査機関等による同等の内容の診断のことをいいます。

Q 3 0 9 省エネ診断報告書はどのようなものを添付するのですか？

山口県地球温暖化防止活動推進センターが行う専門家による省エネ診断を受診したことが分かる書類※又はその他検査機関等により同等の内容の診断をしたことが分かる書類を添付してください。

※省エネ診断報告書は、山口県地球温暖化防止活動推進センターが発行します。

Q 3 1 0 納税証明書はどのような証明書を添付する必要がありますか。また、古い証明書でも良いですか？

納税証明書は、以下の証明書の交付を受けてください。

県税事務所 … 事業税に滞納がないことの証明（事業税の課税がない場合は法人にあっては法人県民税、個人にあっては県市町民税）

納税証明書は、交付日から3ヶ月以内のものを融資認定申請書に添付してください。

Q 3 1 1 「融資認定申請書」を提出してから融資の認定の可否が決定されるまで、どのくらいの日数がかかりますか？

取扱金融機関の審査に要する期間に加え、県の処理期間（郵送に要する期間含む）が10日間程度かかります。

但し、提出書類に不備等があった場合は、決定が遅れることもあります。

Q 3 1 2 融資の認定を受けた後に、省・創・蓄エネ関連設備整備計画を変更したい場合にはどうすればいいですか？

「山口県省・創・蓄エネ関連設備整備計画変更承認申請書」（第6号様式）を取扱金融機関へ提出してください。なお、既に購入又は整備工事に着手している場合は、申請を受け付けられません。

なお、工期の変更など軽微な変更については、当該申請書の提出は不要です。

4 設備整備工事着工届（第7号様式）

Q 4 0 1 「省・創・蓄エネ関連設備整備工事着工・購入届」を提出する時期はいつですか？

工事着工後、速やかに県環境政策課へ提出してください。

様式は、県から、融資認定通知書に添付してお送りします。

5 設備整備完了報告書（第8号様式）

Q 5 0 1 事業が完了して、「設備整備完了報告書」を提出する時期はいつですか？

整備完了後、30日以内に県環境政策課へ送付してください。様式は、県から、融資認定通知書に添付してお送りします。

Q 5 0 2 整備状況がわかる写真は、どのようなものを添付するのですか？

設備設置後の設備の様子がわかる写真（例：太陽光発電システムであれば事業場の屋根等に設置された太陽光パネルの写真（設置した面すべての写真））を貼付してください。